Aichiga

あいちの学童保育

県連協ニュース 2023-No. 3

2023 年 10 月 3 日発行 愛知学童保育連絡協議会



TEL: 052-872-1972 FAX: 052-308-3324

Email: aichigakudou@gakudou.biz

愛知県福祉部子育て支援課との懇談



9月8日(金)10時~12時、愛知県自治センターにて、愛知県福祉部子育て支援課と懇談しました。

県連協からは、役員 5 名と名古屋·岡崎·安城から指導員が 1 名ずつ、子育て支援課からは、課長補佐はじめ 4 名の出席となりました。

今回も県議会議員に参加をよびかけ、井上慎也さん (減税日本・北区)、松本守さん(あいち民主・緑区)、 富田昭雄さん(あいち民主・名東区)、筒井隆弥さん(県 政自民クラブ・名東区)、下奥奈歩さん秘書(共産党・ 豊橋市)、末永啓さん秘書(無所属・春日井市)の参加 がありました(順不同)。

子育て支援課に事前に提出した「愛知県の学童保育施 策拡充を求める要望書」をもとに、要望項目に対する回 答をもらい、それらを踏まえたうえで懇談を進めました (要望項目と回答は以下に掲載)。回答については、す ぐに予算化や制度化に結び付くものではないですが、学 童保育の施策を拡充していかないといけないという点 では、子育て支援課も県会議員も認識をひとつにしてい ます。施策の拡充は、このような認識の一致の積み重ね の上にあると思うので、一足飛びにはいきませんが、定 期的に懇談を重ねることが大切だと思っています。

(県連協役員 平岩)

県連協から事前に提出した「愛知県の学童保育施策拡充を求める要望書」に、子育て支援課から回答を求める形で進められました。回答をもとに、各項目ついて質疑を交えて、各地域や学童保育の現状などを県連協からお伝えしました。要望項目と回答についてのみ掲載します。

1. 愛知県内すべての学童保育が「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた一定水準の質を持ったものになるよう、国の巡回アドバイザー補助金を使い長期的な視野に立ち、県として巡回アドバイザーを配置してください。

<回答>

県内におきましては、一部の市町村において巡回アドバイザーを配置しておりますが、規模の小さい市町村などでは、アドバイザーとなる人材の確保や財政的な理由により 実施に至らず、県による事業実施を希望する声があること も承知しております。

アドバイザーに対するニーズとしましては、運営面や労務面など多岐にわたるかと思いますが、県内外の状況を鑑みると、発達障害など特別な配慮が必要な児童への支援に対して最も高いニーズがあると考えております。

一方で、障害児支援に関しては、市町村の障害関係課や 放課後等デイサービス事業所、教育委員会等の地域の関係 機関が、ケース会議を重ね、地域全体で継続的な支援が重 要となりますが、県で事業化した場合、1施設あたり年間 で1回程度の派遣が限界であり、効果的な事業に結びつか ないことが考えられますので、一昨年度の予算要求におい ては、そうした観点で県による事業化が見送られたところ であります。

そのため、県としましては、市町村において実施が広がるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。

具体的には、昨年度2月に開催した放課後児童クラブ市町村担当者会議において、県の専門機関であるあいち発達障害者支援センター職員による講義(演題「障害を抱える児童の特性とその保護者への対応」)の他、先進的にアドバイザーの配置に取り組んでおられる市町村から、事業化までのプロセスやアドバイザーの確保方策など事業化にあたって参考となる情報を発表していただくことなどを通じて、より多くの市町村で実施が進むよう積極的に働きかけを行いました。

また、今年7月に開催した放課後児童クラブ市町村担当 者会議におきましても、同様に、新たに事業を開始した市 の取組状況等ついて、情報交換を行っております。

2.人材支援事業を活用して、保育士・保育所支援センターに学童保育の担当者を配置し、学童保育指導員不足を解消する手立てを講じてください。また、常勤の担当者が保育士・保育所支援センターに 1 年間通して配置できる補助金になるよう国へ上申してください。

<回答>

本県では、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会に委託し、

2013 年 6 月に、「愛知県保育士・保育所支援センター」を開設し、施設種別にかかわらず、求職者のニーズに合った就職先の斡旋を行っており、求職者が希望する場合は、保育所だけでなく、放課後児童クラブへの斡旋も行っているところであります。

本県では、常勤職員を含む複数のコーディネーターや相談員を配置しており、要請等の予定はありませんが、その方にあった就職先をあっせんするためには、コーディネーターが、放課後児童クラブについて理解を深める必要がありますので、しっかりと情報提供してまいります。

放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であると認識しておりますので、保育士・保育所支援センター事業に限らず、処遇改善や認定資格研修等の実施、大学と連携した学生への出前講座など、多様な方策により、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

- 3. 学童保育指導員が継続して働きつづける一つの方策として、国の「処遇改善事業」「キャリアアップ処遇改善事業」を愛知県内の全市町村が満額実施するよう働きかけてください。
- ① 既に実施している市町村を含め、国のメニュー全てを実施するよう働きかけてください。
- ② 会計年度任用職員等で一般職と同じ待遇の市町村へは、学童保育指導員を専門職として位置付け、国の処遇改善事業を実施するよう働きかけてください。

<回答>

① 処遇改善事業及びキャリアアップ処遇改善事業に つきましては、今年3月に行いました市町村児童福祉主管 課長会議において、市町村に対して、積極的な実施を働き かけたところであります。

その結果、処遇改善事業は、昨年度から1市増加の18市が実施予定、キャリアアップ処遇改善事業は、昨年と同数の16市町が実施予定となっており、さらに多くの市町村が実施するよう、今年7月に開催しました放課後児童クラブ市町村担当者会議では、県の行政説明の中で特に活用いただきたい加算事業のひとつとして、処遇改善事業を取り上げ、具体的な算定方法の解説や本事業を実施している市町村での活用事例をお示しすることにより、さらなる活用を促したところであります。

- ② 市町村職員である会計年度任用職員等の待遇のあり方について、本来、県に指導・助言の権限はございませんが、国の処遇改善事業の主旨を鑑み、放課後児童支援員の専門性を考慮した処遇改善事業を行うよう働きかけてまいります。
- 4 しょうがいのある子の受け入れをさらに進めるために、「放課後児童クラブ障害児受入推進事業」及び「放課後児童クラブ障害児受入強化推進事業」の補助金額を、 常勤の職員が配置できる額(少なくとも医療的ケア児受け入れの額)にするよう国へ上申してください。

また、両事業とも、しょうがいの実態に合わせ使いやすく、かつ手続きの簡素化をすることを国へ上申すると共に、 学童保育を必要とするしょうがいのある子どもが補助金 を使って入所できるよう県として市町村に働きかけてく ださい。

<回答>

国の調査結果によると、2022 年 5 月 1 日時点の本県における障害のある児童の受け入れクラブ数は 708 クラブとなっております。

放課後児童クラブ障害児受入強化推進事業につきましては、これまで障害児の受入人数にかかわらず一律の補助基準額であったところ、2022 年4月の要綱改正により、受入人数により段階的に金額が上がり、最大 6,000 千円まで補助されるよう改善されたところであります。

また、医療的ケア児を受け入れる場合、これまで支援内容にかかわらず一律の補助金額であったところ、同要綱改正により、看護師等の配置で4,061 千円、さらに看護師等が送迎支援等を実施する場合、1,353 千円が上乗せされることとなり、こちらも改善されたところであります。

一方で、御要望のとおり、常勤職員を雇いあげるにはまだまだ不十分であり、県としましても、更なる改善が必要であると考えております。

つきましては、例年、16 大都道府県児童福祉主管課長会議を通じて、国に対して補助要件の改善を要請しているところであり、今後も他の都道府県と協働して積極的に国に要請してまいりたいと考えております。

また、障害の実態に合わせ使いやすくという面では、現 状、放課後児童健全育成事業実施要領に基づき、市町村が 対象児童の要件を設定しているところでありますが、障害 の種別や程度にかかわらず、必要な児童が希望に応じて利 用できることが重要であると考えておりますので、放課後 児童クラブ市町村担当者会議等の場を活用し、市町村間で 情報共有する機会を設けるなど、県としましても市町村に 対して働きかけを行ってまいります。

5-1 ひとり親世帯等、学童保育を必要とする子ども は必ず入れる仕組みを創設してください。

<回答>

ひとり親家庭に対しては、2016 年度に国から通知がありました「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」の中で、優先利用の対象とすることが示されており、県内市町村においては、2022 年 5 月 1 日時点では 28 市町において優先利用が行われております。

希望する全てのひとり親世帯が放課後児童クラブを利用できるよう、本県としては、市町村等児童福祉主管課長会議などの際に、市町村に対して働きかけを行ってまいります。

5-2 ひとり親世帯等更なる受入が促進されるためには、保育料の減免や、減免している学童保育の運営費を補助する等補助金制度が必要です。国へ補助金制度を創設

するよう上申してください。

<回答>

ひとり親世帯に対する利用料の減免制度については、実施主体である市町村において設けられているところでありまして、2022 年 5 月 1 日時点では県内 446 クラブ (クラブ全体の約36.6 パーセント)で、ひとり親世帯を対象とする減免が実施されております。

ひとり親を含む子育て世帯への経済的負担の軽減につきましては、全国的な問題であると考えますので、県としましては、全国知事会や16大都道府県児童福祉主管課長会議を通じて、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、「放課後児童クラブの利用料の無償化の実施」について国に要望しておりますので、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

6 国の基本の運営費を、少なくとも常勤2人体制を担保する額とし、受益者負担とされている保護者負担は5割未満に引き下げるよう国へ働きかけてください。

<回答>

国の「こども未来戦略方針」において、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善を図ることとされているところであります。

県としましては、国の動向を注視するとともに、必要に 応じて全国知事会等を通じて要望してまいります。

また、基準額につきましては、施設整備が適切に行われ、 放課後児童支援員等の確保と継続的な雇用が可能となる よう、16 大都道府県児童福祉主管課長会議を通じて、補助基準額の引き上げを要望しているところです。

7 愛知県の子ども・子育て支援整備補助金の対象は「創設」のみになっています。国の要綱通り「創設及び改築整備」として「改築整備」にも使えるように愛知県の要綱を変更し、学童保育施設を創設・拡充できるようにしてください。また、補助額の上限を国の基準額まで引き上げてください。

<回答>

本県では、2023(R5)年度予算においても、市町村から 要望のありました全ての整備計画に対する補助ができる よう、予算の確保に努めているところでございます。

なお、2018(H30)年9月14日に策定された「新・放課後子ども総合プラン」において、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしています。

本県といたしましても、余裕教室等の一層の活用を図る など、計画的、かつ、合理的に放課後児童クラブの設置促 進を図ってまいりたいと考えております。

こうしたことから、新たに開設する放課後児童クラブを 小学校内での実施を推進するため、補助基準額につきまし ては、学校の余裕教室等を改修して放課後児童クラブを設 置する「放課後児童クラブ設置促進事業」の補助基準額と 同額の12,000千円とし、放課後子供教室との一体型 での整備の場合は13,000千円としております。

要望項目ごと交流内容については、県担当課の確認後議事録を運営委員会 ML にてお送りします。愛知県の学童保育施策を拡充していくために、県連協として、これからも県行政に要望や提言、働きかけを続けていきます。

第40回あいち学童保育研究集会について





第40回あいち学童保育研究集会を2024年3月3日(日)に開催することになりました。テーマは『変化に負けない学童保育~子どもたちの笑顔を守りたい~』に決まりました。

実行委員会も本格的にスタートし、地域から多くの実 行委員の方が参加いただいています。多くの方に「参加 してみようかな」と思ってもらえる研究集会を、実行委 員の皆さんと一緒に創りあげています。

ホームページもリニューアルし、ニュースも<u>第 1 号</u> が発行されましたのでご覧ください。

私が初めて参加した十数年前、『楽しかった~』と笑っていたことを思い出します。

そんな私も、学童保育保護者 OB7年生になりました。 実行委員会を通じて、現役保護者、指導員の方から『今の学童保育』のことを聞けるのも、楽しみの1つです。 実行委員さん、お手伝いいただく要員さん、そして参加者の皆さんと共に、笑顔で3月3日を迎えられますように。是非ご予定ください。目指せ!600人!!

(あいち学童保育研究集会事務局長 三輪)

【開催日時】2024年3月3日(日)9:30~16:00

午前:全体会 記念講演(パブリックビューイング+ネット配信)後日配信あり

全体会テーマ: 子どもの多様性と学童保育について (仮題)

講演者:杉田 真衣さん(東京都立大学)

午後:分科会 15 講座 (予定) 現地会場もしくはオンライン (Zoom 配信)



<u>あいち研究集会ホームページ</u>はこちら 11月よりカウントダウンも掲載します!

安全計画はすすんでいますか?

2023 年 4 月 1 日より安全に関する事項についての計画(以下安全計画)を各事業所・施設において策定することを義務付ける(2023 年 4 月 1 日から 1 年間は努力義務とし、2024 年 4 月 1 日から義務化)こととされています。みなさまの地域での計画の策定状況はいかがでしょうか?

安全計画は、下記の項目を視点に計画例があげられています。

- ▶安全点検について
- (1)施設・設備の安全点検
- (2) マニュアルの策定・共有
- ▶児童・保護者への安全指導等
- (1) 児童への安全指導
- (2) 保護者等への周知・共有
- ▶実践的な訓練や研修の実施
- ▶再発防止の徹底

これらの各項目を安全計画表に記載していきますが、 この安全計画表のみを作成しても、学童保育指導員や児 童、保護者が有事に具体的な行動に移すことができませ ん。そのため項目毎の詳細なマニュアルが別途必要とな ります。

まず、これらの項目に沿ったマニュアルが学童保育所にあるかどうかの確認を行い、足りない部分の補充や修正を行います。それらのマニュアルは、学童保育の立地条件なども大きく左右されます。とくに防災に関連する内容は学童保育所それぞれの地域性も考慮し、起こりうる災害想定を行い、即行動に移せる内容である必要があります(災害の種類により避難先が変わることもあります)。そのため、単に自治体などから提示される「安全計画の雛形」にあてはめていくだけでは、発災時に瞬時の行動に結びつかず、子どもや指導員の安全を確保できません。必要時、自治体の防災担当課に相談をする事もよいでしょう。

またマニュアルや安全計画は作成するだけではなく、 とくに職員に周知・共有がはかられ、定期的に更新され る必要があります。そして保護者・児童への安全教育も すすめていく必要があります。

安全計画は各マニュアルに基づき、作成されますが、 これらのマニュアルは多岐に渡るため、補充や修正には 大変時間を要する事が予想されます。地域の情報交換を 行いながら、期日に間に合うよう各学童保育所で保護 者・指導員・子どもとで協力しながら、充実した安全計 画の検討や策定をすすめましょう。

マニュアルごとに、詳細項目を以下に掲載しますので参考にしてみてください。

安全点検	施設設備	施設設備の安全点検:備品、遊具等や防火設	
		備、避難経路の確認など。点検先は学童保育所	
		内のみならず、公園など定期的に利用する場	
		所も含む。	
	事故防止	おやつ・食事(窒息・誤飲・食中毒・食物アレ	
		ルギー)	
		施設外保育、バス送迎(送迎支援)来所時(下	
		校)の安全確保	
		事故に関連して:頭部打撲、骨折、捻挫、火傷、	
		出血・創傷・鼻血、虫刺傷、溺水など	
	防災	大地震、津波、液状化、台風、大雨(ゲリラ豪	
		雨)、洪水、土砂災害、落雷、大雪、火山噴火、	
		火災、 停電、断水、ミサイルなど	
	救急対応	救急対応、発熱、頭痛、嘔吐・吐き気、腹痛、	
		けいれん(てんかん)、食中毒、アレルギー、	
		熱中症、服薬、	
	119番		110番通報方法など
	防犯(不審者対応)・個人情報管理		
	感染症対応		
	虐待に関する対応		
児童・保護者に対す		者に対す	児童への安全指導
る安全教育等			保護者への周知・共有
実践的な訓練や研修			避難訓練、救急対応、不審者想定、
の実施			各種対応研修
再発防止の徹底			ヒヤリ・ハット事例の収集や分析
			など

など

★補助金コラム~教えて賀屋さん♪~は安全計画についての掲載のためお休みとさせていただきました。次回をお楽しみに★

ほいく誌コラム

日本の学童ほいく 2023.9 月号 P10~15

「学童保育での 子どもの安全を考える」



この記事を読めば、安全計画の策定についてのヒントが得られます。ヒントと一口に言っても策定においての実務的なものではなく、子どもの安全を守る上での課題や大切にしたい視点についての内容となっています。例えば、喫緊の課題として挙げられる指導員不足や処遇改善が行き届いていないことによる指導員の入れ替わりもその一つです。このように、公的責任による課題は多くありますが、個々の学童保育でも取り組める内容も多く書かれています。これを読めば、子どもの安全を考えながら、安全計画策定に向け、少し前向きに取り組めるのではないでしょうか。 (愛知県連協 専従職員 高橋)